

## ベーシック・インカムと社会保障への影響 —新しい所得税制と社会保障との統合の可能性—

矢野秀利

Basic Income and the Influence on Social Security

Hidetoshi YANO

### Abstract

The concept of Basic Income (BI) is well known in welfare economics. This paper aims to explain the BI system in comparison with public assistance and the negative income tax. Public assistance has many problems such as the means test, work disincentive and the stigma of receiving welfare payments. Some economists have proposed the negative income tax system in place of public assistance. The new guaranteed income system which is called BI has been proposed in the last decade. This new tax system may replace the existing income tax and social security contribution by abolishing public assistance, unemployment insurance and the minimum public pension. BI may be a better tool for redistribution policy, but it has some problems, for example, the financial difficulty for much tax burden and the question about work incentive effects.

keyword: basic income, guaranteed income, negative income tax, public assistance, working incentive, flat tax, income tax, welfare, tax unit

### 抄録

ベーシック・インカムの考えは最近の厚生経済の分野で知られるようになってきた。本稿はベーシック・インカムシステムを公的扶助、負の所得税との比較をしながら説明するものである。公的扶助には資産調査、就労意欲へのマイナス効果、そしてある種のステイグマのような問題点があり、専門家からは公的扶助に換えて負の所得税の導入が提案されてきた。そして、今、新しくベーシック・インカムのと呼ばれる所得保障制度が提唱されている。ベーシック・インカムを内蔵した新しい所得税制度は現存の公的扶助、基礎年金、失業保険を廃止して、所得税と社会保障を統合することを目指しているという意味で画期的な提案である。だが、この新しい制度にも問題点はある。つまり、新しい制度を支える財源的な困難と、就労へのインセンティヴが働くかどうかである。

キーワード：ベーシック・インカム、所得保障、負の所得税、公的扶助、就労へのインセンティヴ、フラットタックス、所得税、ワークフェア、課税単位

## 1.はじめに

ベーシック・インカム<sup>1)</sup>というアイデアは1980年代後半から、急速に欧米の社会保障のさまざまな専門領域に人々の間で議論がなされ、その長所、問題点が明らかになってきた。当初は生活保護制度の問題点を克服するという意図のもとで始まった。しかし、ベーシック・インカム論が所得税制度、とりわけフラットタックス<sup>2)</sup>の考え方と結合し、さらには公的年金、失業保険等の社会保険制度との統合を見据えた包括的な制度設計として脚光を浴びるようになってきた。つまり、税制と社会保障の統合問題である。この統合は人々の厚生を引き上げる可能性をもち、さらには租税行政、社会保障行政の費用を削減する効果も期待できる。と同時に給付にあたっては多くの財源を要することも十分に予想される。

現代の貧困の多くが、失業、老齢を契機としていることを考慮するならば、総合的に貧困問題に対応するフレームワークを必要としているのはいうまでもない。どのような人も安心して持続的な生活を維持できるためには、永続的なセーフティネットの構築が必要であり、ベーシック・インカムの考え方は今後の安心社会構築の最低限の手法になる可能性が高い。しかし、安心の制度は同時に人々にある種のモラルハザードを生み出すおそれもある。そこで、以下では、社会生活の維持、すなわち社会的メンテナンスの制度設計に関する提案としてのベーシック・インカムを紹介し、新しい制度導入の課題を検討することにしたい。

## 2. ベーシック・インカムとは

ベーシック・インカム（basic income）はこの数年で経済学、税制、社会保障、福祉、社会学の専門家を中心に急速に広まってきた概念である<sup>3)</sup>。その基本な考え方はある一定の年齢に達した個人全員に対して最低限の所得を給付し、比例的な税率の所得税と結合して新しい給付型所得税を構築するということである。そしてこの最低保障所得をベーシック・インカムと呼ぶということである。この考え方の方向性は、公的扶助の改善であり、負の所得税の改良版として位置づけるということであり、なおかつ公的扶助、雇用保険（失業手当）、基礎的な公的年金、さらには所得税制における各種控除の改廃を統合的に解決するという考え方にもなってくるという意味では画期的な制度設計となる。

ベーシック・インカムの考えはきわめて最近の考え方であるように思われるが、基本的なアイデアは1970年代にJ.ミード（Meade 1975）によってスケルトンが与えられている<sup>4)</sup>。ミードは直接的再分配を目的にした各政策は、その場その場の思いつきの措置であり、整

合的な体系とはなっていないために有効性にとほしく、理解しがたい結果しか生みだしていないとして、資格審査（ミーンズテスト）をともなう家族補助がうまく機能していないという英國における実情をもとに、「一国のすべての市民が、現在の所得補助の水準にひとしいだけの社会的配当（social dividend）を毎週自動的に受けられるようにならう」という提案をしている。「社会的配当の大きさは、家族構成と規模に依存し、一定の構成をもった家族が、貧乏にならないで、適切な生活水準が維持できるだけの所得に対応するよう議会で決められる。」「この社会配当は、すべての所得税を免除されるようにする。そして他の社会保障—失業給付、病気の時の給付、老齢年金、家族手当—は廃止し、所得税制のすべての個人的経費控除も廃止する。」という内容である。最近のベーシック・インカム論の基本的な考え方ほぼこの中でいい尽されている<sup>5)</sup>。

そして問題のもう一つの側面として、再分配の度合いと費用は社会的配当を支払うための財源を確保するための税体系に依存することになる。ミード自身は累進構造のない所得税制では税率は50%かそれ以上になる可能性を示しているが、現存の税控除や軽減措置を廃止して課税ベースを広げて、なおかつ高所得部分へ付加的に累進的負担等を導入するならば、多くの中堅所得層に適用される比例税率は引き下げるることはできるとしている。

この社会的配当という語句が現代的なベーシック・インカム（以下ではBIとして示すことが多い）の出発点であると考えてよいだろう。当時すでにフリードマン、トービンによって提唱されていた負の所得税NIT（negative income tax、以下ではNITで示すことが多い）は十分に知られていたが、ミードはこれには触れることなく社会的配当の概念を示している。社会的配当は明らかにNITの考えをさらに一步進めたものであり、NITの抜本的な改良版であるといつてもよい。伝統的には英國では、負の所得税NITの語句を使用することは少なく、社会的配当の現代版がベーシック・インカム論であるととらえられている<sup>6)</sup>。

さらに、ミードは財源確保の条件としてある程度の累進税率をこの社会的配当制度に導入することを提唱していると同時に、所得課税のあり方として所得への累進税を消費支出についての累進税に置き換えることを提唱している。いわゆる支出税の導入である。支出税によって個人貯蓄を促進し、将来の世代のための社会の貯蓄を促進する効果を期待している。この点がNITの考え方よりも一步踏み込んだ展開になっている。

以上のミードのアイデアは、1960年代後半にアトキンソンによってNITとの関連において社会的配当論としてより具体的に展開された。アトキンソンのデビュー作である *Poverty in Britain and the reform of social security* (1969)<sup>7)</sup> で、NITの実行可能性を探

ると同時に社会保障の抜本的な改革には所得税制と社会的配当を結合して、対貧困政策をワークインセンティヴの問題も合わせて議論している。当時はまだベーシック・インカムという語句は使われていないが、アトキンソンの使っている社会的配当の意味は最近のベーシック・インカムの内容とほぼ同じである。そして30年後に、パーカー（Parker 1999）やアトキンソンをはじめとする人々によって現代のベーシック・インカム研究として再び注目をされることになる。

そこで、本稿では、NITとBIの比較、合衆国における最低所得制度の概要、そしてミードともに社会保障や税制の研究し、現代的ベーシック・インカム論を展開したアトキンソンの著作を軸にして、1960年代後半の公的扶助にかかる問題点の指摘から現代のBI論に至る最低生活の保障という考え方に対する政策と問題点を整理し、社会的メンテナンスとしての現代のベーシック・インカム論の課題をさぐることにしよう。

### 3. 公的扶助と負の所得税

対貧困政策の中心的な役割を担っている公的扶助（生活保護ないし生活扶助）は、資力調査（ミーンズテスト）の後に最低所得水準に満たない場合には不足額を現金給付するというのが基本的な考え方である。つまり扶助の中心は現金給付であり、補足的に現物給付で対応し、それらの財源はすべて税収を中心とする一般財源でまかなわれる。その特徴は厳格な資力調査であり、源泉にかかわらず所得があればその所得分だけの給付額がカットされることである。公的扶助の対象者の所得水準は結果として最低保証所得と同じ金額に保たれることになる。稼得所得があればその分は公的扶助（生活扶助）額が100%カットされることになる。このことが勤労意欲にマイナスの影響を与えることになり、また、一方で閑労働を生み出すことになるといわれてきた。また、資力調査が厳密になされればなされるほど、ある種のステイグマを生み出すことになり、困窮している人が公的扶助の申請をしないという実情も指摘してきた。多くの論者から、公的扶助が垂直的所得再分配の効果を発揮していないという批判がなされたのである。

このような公的扶助の欠点を改善するという視点から提案されたのが負の所得税NITである。NITの内容や問題点はすでに1970年代に十分な検討がなされてきたので、ここで詳細を紹介するまでもないが、現在のベーシック・インカムとの関連において簡潔に言及しておこう<sup>8)</sup>。

NITは貧困の救済策、貧困から就労への脱却を図るということで、1960年代後半に合衆国で提案され、経済専門家の中では全員一致の形で推奨された。NITの語句自体は比較的

最近のものであるが、その基本的な原理はそれほど新しいものではなく、すでに18世紀後半に提案されていて、そして英國ではミードの一連の著作に見られるように社会的配当というアイデアによって本格的に1950年代に議論されていたのである。また、合衆国では1960年代前半にはM.フリードマンによるNITのアイデアが発表されて、生活保護の改革案として多くの専門家に知られるようになっていた。

NITの基本的な考え方とは、所得税の非課税水準以下の所得の低い層の人々が補足給付(supplementary payment)を受け取れるように所得税システム(tax schedule)を工夫することである。補足給付を生活保護(生活扶助)給付金としてではなく所得税システムの中の還付(実質的にはマイナスの所得税支払)として導入し、低所得層への給付システムを所得税システムの中で対応するということである。その仕組みは極めてシンプルであり、以下に簡単に紹介しておくこととする。

単独の個人を対象にしたときに、所得税制の中で所得税の非課税レベル(break-even income)を $Y_e$ としたときに、その個人の所得が $Y_i$ 、所得税率を $t$ ( $> 0$ あるいは $< 0$ )とすると

$$Y_i > Y_e \text{ であれば} \quad \begin{aligned} \text{税負担: } T &= t(Y_i - Y_e), \text{ 税引き後の所得 } Y_d = (1-t)(Y_i - Y_e) \\ \text{この場合には } t &> 0 \end{aligned}$$

$$Y_i = Y_e \text{ であれば} \quad \text{税負担は } T = 0, \text{ 給付額もゼロ}$$

$$Y_i < Y_e \text{ であれば} \quad \begin{aligned} \text{マイナスの所得税として } T &= B + (1-t)Y_i - Y_e = B - tY_i \text{ が給付} \\ \text{この場合には } t &< 0, \text{ 税引き後の所得 } Y_d = B + (1-t)Y_i \end{aligned}$$

ただし、Bは最低保障所得(生活保護の給付額相当)である。この $B - tY_i$ が補足給付額になり、この部分をこの個人への負の所得税額と呼ぶことになる。現金給付型の対貧困政策のほとんどがこのNITによって代替されることになる。

また、上式から、課税最低限 $Y_e$ 、最低保障所得額B、税率tの間には次の関係がある。

$$B - tY_e = 0$$

つまり、

$$t = B/Y_e$$

となり、課税最低限（免税点）と最低保障所得が設定されると、比例税率を前提にすることには自動的に税率 $t$ が決まることになる。最低保証所得額 $B$ を上げると課税最低限を不変とするときには税率 $t$ が上がることになる。つまり、課税最低限以下の所得階層の人には給付額が一律の割合で上昇する（負の所得税が増える）一方で、課税最低限以上の所得階層への所得税負担を増やすことになる。課税最低限の所得を中心に所得税負担する人とマイナスの所得税（給付を受ける）の人との間で利害が真っ向から相反することになる。課税最低限 $Y_c$ を引き上げるときには異なる問題が発生する。 $Y_c$ を上げるということは税率 $t$ の低下（=給付率の増加）を意味し、給付額総額の増加、かつ高所得層の減税になり再分配のために財源不足をまねく恐れがある。このような利害対立や給付財源をめぐる問題は究極的には人々の所得分布の状態に依存することになる。

NITシステムを運用するのに必要な情報は個人の所得金額 $Y_i$ のみである。つまり行政的には課税当局だけで事足りるのである。行政側から個人への介入はきわめて限定的になり、資産等のミーンズテストも不要になり、インカムテストのみがあればよいという意味では画期的な提案であった。税率を比例税率とするならば、生活保護の場合に比べて労働へのインセンティヴ効果もプラスにはたらく可能性が高くなるという期待も持たれたのである。

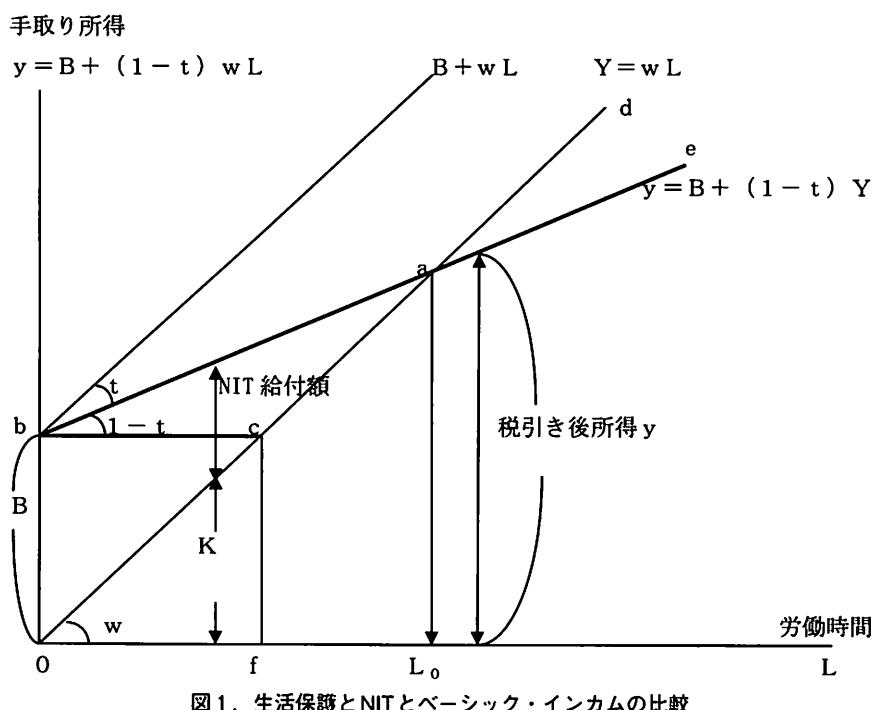
#### 4. アトキンソンのベーシック・インカム

ベーシック・インカム（Basic Income）を体系的に論じているアトキンソン（1995）<sup>9)</sup>の著作をもとにその要点を紹介しよう。この著作の序文にあるようにアトキンソンはベーシック・インカムの考え方をミードから受け継いでいることを述べている。アトキンソンのベーシック・インカム論ではミードのアイデアに現代的なflat taxを加えることによって税制とのリンクを明確にしている。先に述べたように税制についての考え方はミードが累進的な所得税を基本にして社会保障を構想したのに対して、アトキンソンは比例的なflat taxを財源調達手段にして就労意欲への効果を考慮している点が大きな相違点である<sup>10)</sup>。

アトキンソンのベーシック・インカムの要点は次のとおりである。ベーシック・インカムによってすべての社会保障給付に置き換えることを目的にする。税制においては所得税のすべての所得控除を廃止し、これをベーシック・インカムに置き換え、稼いだ所得はすべてそのまま課税対象にする。現行の所得税と社会保険料負担はベーシック・インカムを備えた所得税制（新しい所得税）に置き換えられることになり、すべての所得に同じ税率（flat tax）が課されることになる。累進的な税率も可能であるが、アトキンソンは基本的な税率はベーシック・インカム給付を可能とするような十分な財源を確保できる高さの比

例税率の採用をすすめて、その税率は現行（1989年時点の英国の最高税率）の40%に近くなることを述べている<sup>11)</sup>。そしてこの提案は左右両派からも支持されうる内容であるとしている。再分配をもっと進めるべきであるという人々からも、現行の生活保護の非効率を問題にする人々からもより望ましい制度であると認められるであろうとアトキンソンは判断しているのである。市場原理に否定的である人々からも、ベーシック・インカムは、再分配を市場から切り離した政策であるという肯定的な期待を持たれているようである<sup>12)</sup>。

具体的にベーシック・インカムシステムを次の図1を参考にして解説することにしよう。次の図は生活保護（生活扶助）とNITとベーシック・インカムを同時に描いている。



Yを所得、wを賃金率、Lを労働時間、Bを最低保証所得（生活扶助額）あるいはベーシック・インカム、yを手取所得、tを所得税率とし、所得Yは勤労所得のみとし、賃金率wは一定とする。所得Yは労働時間Lに比例して変化していく。

現行の生活保護制度の場合の手取り所得yはbcae線上を変化していくことになる。労働時間がゼロから右方向にプラスとなると、例えばKの大きさだけ扶助額がカットされるこ

となる。ただし、日本の現行税制の場合には稼得所得には基礎控除等の所得控除があるために、稼得所得がそのまま手取りの賃金所得になるわけではないので、生活保護の受給者の稼得がそのまま同額生活扶助費のカットになるのではない。単純な説明の場合には、結果としてはb点とc点では同じ手取り額になるために、就労可能な人でもb点（就労ゼロ時間）から抜け出す誘因がないというのが生活保護のマイナス効果として指摘されてきた。図1の中に通常の無差別曲線を描いてみれば、生活保護制度のもとでは端点のbを選択する余地が大きいことは容易に理解される（図2、図3参照）。

政策当局が公的扶助に必要とされる財源は $\triangle 0bc$ に相当する額である。正確に0f間の所得分布の度数で加重した給付額の合計が、必要とされる給付総額になる。NITの場合には、手取り所得はbae線上を変化していくことになる。 $\triangle 0ab$ の部分は所得税の代わりにマイナスの所得税=給付とするということである。この場合の給付額は $\triangle 0ab$ に相当する額であり、表面上は生活保護よりも大きい財源が必要になるように見える。

しかし、働いた分の所得が100%カットされないので手取り所得は必ず最低保証所得Bよりも大きくなるので、人々が就労ゼロの状況から脱却する可能性もあり、さらには公的扶助の場合よりも所得分布はより右側に（より高い所得Y）に移行する可能性がある。結果としてはNITでは公的扶助よりも必ずしも大きい財源が必要となるとはいえない。NITの場合には生活保護制度と現行の所得税制を連結して生活保護制度のもつ労働のマイナス効果を抑制し、かつミーンズテストの代わりに所得だけをベースにして給付額を決定することを意図している。ミーンズテストが与えるマイナス効果、生活保護の行政コストを所得税制で改善し、かつ就労意欲を刺激するという妙案である。

形式的にはNITとベーシック・インカムの共通性は労働供給に対するインセンティヴ効果にある。就労が可能である人は就労時間ゼロの状態からの脱却し、就労の増加とともに各個人はベーシック・インカムよりも大きな所得が得られるので、より多くの労働供給をすすめるであろうと意図している。NITの提案が生活保護との関連性において設定されているのに対して、ベーシック・インカムはすべての人に出発点において最低所得の保障するという包括性を備えているという違いがある。市場とは一応切り離して、各人に所得保障を与えるという意義においてベーシック・インカムは普遍的な最低所得保障制度といつてもよいであろう。

ベーシック・インカムの基本的な構造はNITと変わらないように見える。ともに図1でのbae線上を各人の手取り所得は変化していくことになる。つまり、 $y = B + (1 - t) Y$ が手取り所得になる。しかし、ベーシック・インカムの考え方では、ある一定年齢以上（例

えば21歳以上）全員にBの最低保障所得すなわちベーシック・インカムBを付与することにする。この考えが従来の公的扶助、NITと基本的に異なる点である。生活保護制度であれば、Bを与えて所得増加とともに扶助額をカットしていくことになる。そのカット率は100%になる。NITではカット率は部分的になり、就労すれば少なくともBよりも手取り所得は大きくなり、就労所得の増加とともに手取り所得は増加していくことになる。NITはba線と0a線の縦の差額をNIT給付金として税還付の形で埋めていくことになる。

一方で、ベーシック・インカムではまずBを与えて（保障して）、その後に各人の稼得所得wLに対しては一律にtの税率で課税することになる。ベーシック・インカムではまずBありきであり、Bをスタート地点にして労働時間を増やすにつれて所得課税後の個人所得が増加していくことになる。NITでは図のa点を超えると課税が始まるのに対して、ベーシック・インカムではb点から、つまり1円でも稼得があればプラスの課税になる。さらにはアトキンソンの案のflat tax導入では税率は比例税率1本にすることで就労へのマイナスインセンティヴはかなり回避されるということが期待されている。

そして、ベーシック・インカム論の最大の特徴は、ベーシック・インカムシステムの中で公的扶助の問題点を解決するとともに、所得税制、雇用保険の給付問題、公的年金（基礎部分）、課税単位の問題をも一挙に解決するという点にある。これらの点を以下で説明していくことにしよう。

## 5. BIと労働のインセンティヴ効果<sup>13)</sup>

NITあるいはベーシック・インカム論では、現行の生活保護制度に比べて就労可能である人に対しては就労意欲を上昇させる可能性が高いであろうと期待される。課税最低限の就労 $L_0$ 以下の所得の人が、b点よりも多くの所得が得られる労働供給 $L (> 0)$ を目指すことは大方の感覚としては理解される。

だが、もう一步踏み込んで、最低保障額Bや負の所得税率、あるいはベーシック・インカム論での所得税率tの変更をしたときに就労時間が増えるかどうかは先駆的に判定することはできない。たとえば図2では所得税率tを減少させたときに就労時間しが増えるかどうかは分からぬ。図2ではj点からh点への移動になるが、そのときにh点がj点より右側に位置するかどうかは分からぬ。給付率 $(1 - t)$ の上昇はt直線baeの傾きを上昇させることになる。就労時間Lへの効果は、代替効果としてはLの上昇となるが、所得効果としてはプラスにもマイナスにもなり、全体としての効果は先駆的には判断できない。ベーシック・インカムBのアップは純粹に所得効果だけであるが、この符号もプラスにも

マイナスにもなりうる。

### 税率（給付率） $t$ およびBの変更の効果

生活保護とNITあるいはBIとのインセンティヴの違いを説明しよう。無差別曲線群が、 $U^1$ のような状態であれば生活保護制度の場合には端点解のb点が選択される。NITあるいはBIが導入されると個人の予算線はbe線になるので個人の最適解は $U^2$ との接点であるj点に移動し、さらに税率が低下すると予算線はbdのように上方にシフトするので税率低下のときの最適解はh点になる。最適解は $b \rightarrow j \rightarrow h$ と移動し労働時間は増えていくことになる。これがNIT、BIの政策で期待される効果である。

他の条件を一定にして、税率を下げるに課税最低限の所得は図2のようにaから $a'$ へ右に移動するので高所得層も減税の効果を受けることになる。しかし、この場合、図2に描かれたような $U^1$ 、 $U^5$ の無差別曲線群では減税の結果、労働供給が増えるか、あるいは減るかは明確ではない。代替効果は労働供給を増加させるが、所得効果がどちらに動くかは

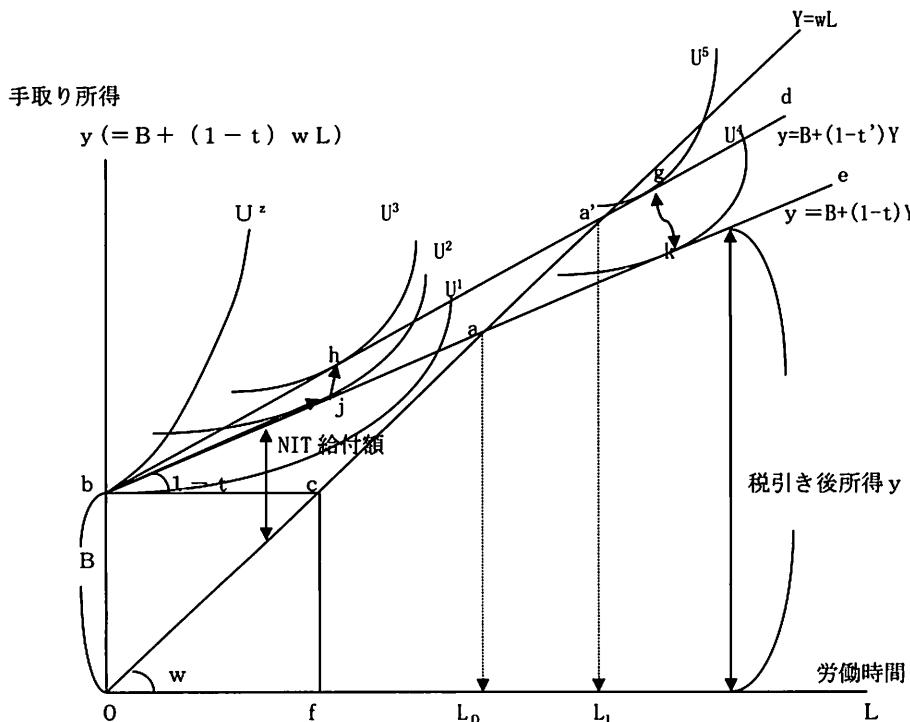


図2. 税率 $t$ の変更による労働供給へのインセンティヴ効果

分からないので、図にあるように、g点がh点よりも右側になるか左側になるかは不明である。減税するときに（これは低所得層への給付を増やすということ）非課税所得以上の所得層からの所得税収が増えるのか減るのかはあらかじめ予想することはできない。所得効果について述べると他の条件を一定にしてBIを増加させたときの労働供給に与える効果についても先駆的には不明であるということである。図2で予算線be線を上方に平行移動させたときに、労働供給がどうなるかはわからないということである。このように少なくとも生活保護制度よりもNITあるいはBIシステムのほうが一般的には労働供給にはプラスの効果があるだろうということは予想されうる。しかし、BI（あるいはNIT）システムの中で税率tを操作したときの労働供給への効果は、理論的には符号判定が不明となる。

#### 政策変数の変更：労働時間への効果

以上の政策変数の税率、及びベーシック・インカムの変更が個人の労働供給行動にどのように影響するかを少し詳しく検討してみよう。そこで、ある任意の個人の効用関数Uを

$$U = U(y, B) \quad (1)$$

とし、yを所得、Bをベーシック・インカムとする。効用関数についての一階、二階の偏導関数については、

$$U_y > 0, \quad U_L < 0, \quad U_{yy} < 0, \quad U_{LL} < 0$$

とする。

ある個人の予算制約式を

$$y = B + wL(1 - t) \quad (2)$$

wを賃金率、Lを労働時間、tを所得税率とする。wは一定とする。(2)式を(1)へ導入して、一階の条件を求める

$$\frac{dU}{dy} = U_y + U_L \left( \frac{1}{w(1-t)} \right) = 0 \quad (3)$$

$U$ が $y$ について最大値をとる十分条件を仮定して

$$\frac{d^2U}{dy^2} = U_{yy} + 2U_{yL} \frac{1}{w(1-t)} + U_{LL} \frac{1}{(w(1-t))^2} < 0 \quad (4)$$

とおくことになる。

任意の個人が(2)の予算制約のもとで最適な $y$ 、 $L$ を選択する条件を求めるすると、次のラグランジュ関数において一階の条件が計算される。 $\lambda$ をラグランジュ乗数とするときに、

$$\Phi(y, L, \lambda) = U(y, B) + \lambda(wL(1-t) + B - y) \quad (5)$$

から

$$\frac{\partial \Phi}{\partial y} = U_y - \lambda = 0 \quad (6)$$

$$\frac{\partial \Phi}{\partial L} = U_L + \lambda(w(1-t)) = 0 \quad (7)$$

$$\frac{\partial \Phi}{\partial \lambda} = wL(1-t) + B - y = 0 \quad (8)$$

これら3式から最適な $(y, L)$ の組合せを求めることができる。この均衡値が政策変数 $(B, t)$ によってどう変化するかを求めるために3式を全微分する。

$$U_{yy} dy + U_{yL} dL - d\lambda = 0 \quad (9)$$

$$U_{Ly} dy + U_{LL} dL + d\lambda(w(1-t)) - \lambda wdt = 0 \quad (10)$$

$$w(1-t) dL - wL dt + dB - d\lambda = 0 \quad (11)$$

以上3式から、とりわけ労働供給 $L$ への効果をみるために行列形式で示して、

$$\begin{bmatrix} U_{yy} & U_{yL} & -1 \\ U_{Ly} & U_{LL} & w(1-t) \\ -1 & w(1-t) & 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} dy \\ dL \\ d\lambda \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} 0 \\ \lambda wdt \\ wL dt - dB \end{bmatrix} \quad (12)$$

第1項の係数行列をDで示し、その余因子をD<sub>ij</sub> (i,j=1,2,3) で表すときに

$$\frac{dL}{|D|} = \frac{\lambda w D_{22} dt + D_{32}(w L dt - dB)}{|D|} \quad (13)$$

ただし、Dについての行列式は(4)式の2階の条件から

$$|D| = \begin{vmatrix} U_{yy} & U_{yL} & -1 \\ U_{Ly} & U_{LL} & w(1-t) \\ -1 & w(1-t) & 0 \end{vmatrix} > 0 \quad (14)$$

となる。(13)式から他の条件を一定にして税率tのLへの効果を計算すると、

$$\frac{\partial L}{\partial t} = \frac{\lambda w D_{22} + w LD_{32}}{|D|} \quad (15)$$

となる。この符号判定において、まず右辺第2項についてみると

$$\frac{wLD_{32}}{|D|} \quad (16)$$

において、(14)式から分母は正となる一方で、

$$D_{32} = -U_{yy} w(1-t) - U_{Ly} \quad (17)$$

の符号はU<sub>yy</sub> < 0であるが、U<sub>Ly</sub>は正負は判定できないので結果としてD<sub>32</sub>の符号判定はできない。(15)式の第2項は正負の判定はわからない。つまり(16)式の正負は判定できない。ベーシック・インカムBの変化がLに与える効果については(13)式からdt=0とおいて

$$\left( \frac{\partial L}{\partial B} \right)_{t=\text{const}} = \frac{-D_{32}}{|D|} \quad (18)$$

で示され、(15)の第2項の符号が(18)式に依存することになる。

代替効果については(13)式右辺の第2項のwLdt - dBの値についてみると、一本の無差別曲線上の移動であるのでdU = U<sub>y</sub> dy + U<sub>L</sub>dL = 0であり、かつ一階の条件(6)、(7)(あるいは(3))式から次式が導出される。

$$\frac{U_y}{U_L} = \frac{1}{w(1-t)}$$

よって  $wLdt - dB = 0$ 、かつ、 $D_{22} = -1$  から代替効果は

$$\left(\frac{\partial L}{\partial t}\right)_{U=\text{const}} = \frac{\lambda w D_{22}}{|D|} < 0 \quad (19)$$

代替効果だけをみたときには、所得税率（賃金税率） $t$ が上昇したときに労働供給 $L$ の減少をもたらす。つまり人々は労働以外（余暇）に時間を使うことになる。逆に税率の低下は労働時間を増やす効果になる。

(15) 式の全体の効果は、次のスルツキー方程式で代替効果の第1項と所得効果の第2項によって示すことができる。すなわち、

$$\frac{\partial L}{\partial t} = \left(\frac{\partial L}{\partial t}\right)_{U=\text{const}} - wL \left(\frac{\partial L}{\partial B}\right)_{t=\text{const}} \quad (20)$$

において、(19)式から第1項はマイナス、(18)式から第2項は不明となり、全体の効果は確定できない。つまり、所得税率 $t$ の変更が労働供給 $L$ に与える効果を先駆的に判定することはできない。ベーシック・インカム $B$ を引き上げることによって労働供給が増えるか減るかは先駆的にはわからないということと、所得税率 $t$ の減少 $((1-t) wL$ の税引き後の所得増加)が労働時間を増やすかどうかは先駆的には判断できないということになる。この符号の確定については、関数の特定化とさらには実証的な検討をおこなう必要がある。なお、BIの場合とNITでは所得効果は同じ方向になる。低所得層が余暇の価値を低くみるとなる所得効果と代替効果は同じ符号になり、労働供給を増やす可能性が大きい。しかし、高所得層は余暇を重要とみなす傾向があるので2つの効果は反対の符号になり、労働供給への効果は不明となるであろう。

#### 端点解の問題<sup>14)</sup>

さらには、端点解の問題が残されている。図2でいえば、 $U^e$ のような無差別曲線であり、端点の $b$ を選択する場合である。端点解が選択されるときには、その個人はかなりの大き

さの給付率  $(1-t)$  を設定しない限り就労はしないということであり、就労をすすめるには経済政策ではなく、倫理的、精神的な方策、あるいは職業教育や職業訓練が必要となる。つまり、効用関数自体のシフトをすすめるということであり、図2では  $U^0$  から  $U^1$ 、 $U^2$  の位置への移行ということになり、これらの移行は経済的な条件の改善では成功しないということである。もしBIの水準がかなり高く設定されれば、BIのみで満足し、長期にわたる非就労が続くことになる。この点がBIシステムの持つ危うさである。

### BIとワークフェア<sup>15)</sup>

労働供給への効果を、BIシステムを導入した場合でより簡単化して説明したのが図3である。図3ではNITは除外して生活保護とBIの比較を検討している。生活保護の場合にはB（最低所得保障）のみが給付されるので  $U^0$ 、 $U^1$  のような無差別曲線の人であってもb点にとどまることになる。そしてBIが保障されると、 $U^0$  から  $U^1$ へ移動し l 点のような就労することになる。これがBIの一つの効果である。

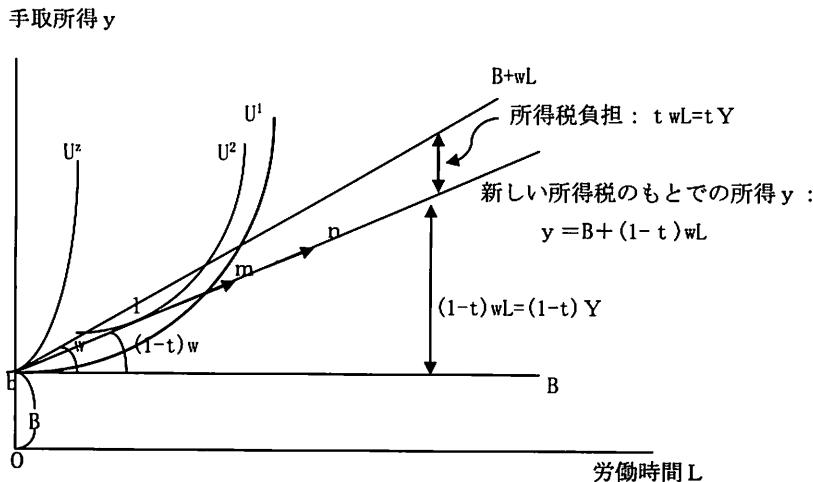


図3. 簡素化されたBIシステム

しかし、先に述べたように  $U^0$  の無差別曲線であればb点にとどまることになる。そこで  $U^0$  のような無差別曲線を右へシフトさせる社会政策、強制政策が浮かび上がることになる。これが働く福祉ともいうワークフェア（workfare）の考え方である。ワークフェアはNITにおいても議論されてきたが、欧米では生活保護からの脱却が必要であるとして、現金給付

の扶助の受給期間の有期化、就労を前提とした扶助を行うなどの方法が試みられている。図3でいえば**b**→**l**→**m**→**n**のように就労時間を増やしていくことが期待されるということである。

また、BIシステムでは税率が一本であるので累進税率のもたらす租税負担増加のマイナスインセンティヴはそれほど大きくないことも予想される<sup>16)</sup>。ただし、高所得層の場合にはより高い税率を適用することによって、低所得層より高い租税負担を求めることがある種の公平性との妥協の中では考慮されるべきである。そのときは線形の所得線ではなくキンク（屈折）した所得線となる。

### BIの財源問題と最適な税率

ある社会において、BIシステムにおける最適な税率は、その社会の目的関数と社会全体の財源制約式によって決定されることになる。そこで、ここではアトキンソンの試みたフレームワークを紹介して最適な税率を検討してみよう<sup>17)</sup>。

社会の全人口（成人とする）のうちに稼得所得ゼロの人の割合を  $\alpha$  とし、賃金所得  $w$  を変数として賃金率  $w$  が正である ( $w > w_0 > 0$ ) の人の割合は  $1 - \alpha$  に比率になる。その人々の賃金率分布関数を  $f(w)$  とするときに

$$\int_{w_0}^{\infty} f(w)dw = 1 - \alpha \quad (21)$$

社会一人当たりの予算制約式は

$$B = t \int_{w_0}^{\infty} w L f(w) dw - R \quad (22)$$

ただし、 $t$  は税率、 $L$  は労働時間、 $R$ （所与）は BI 以外に必要とされる財源で外生変数とする。右辺の第1項は就労から所得税収総額  $T$  があるので、税収総額  $T$  から BI 以外に充てられる財源  $R$  を除いたものが BI 予算になる。この制約のもとで社会全体の厚生関数  $\Gamma$

$$\alpha \Gamma\{v(B)\} + \int_{w_0}^{\infty} \Gamma\{v(w(1-t), B)\} f(w) dw \quad (23)$$

を想定して、この関数を極大化するように税率  $t$ 、ベーシック・インカム  $B$  を決定することになる。この極大値問題を解くことによって最適な  $t$ 、 $B$  が定まる。なお、(22)、(23)

は社会全体を表示しているようであるが、社会全体の人口を1と正規化しているので代表的個人の社会的厚生関数とみなすことができる。

(23) 式の第1項は就労不可能である人の社会的厚生関数であり、ベーシック・インカムBのみに依存している。第2項は $w_0 (> 0)$ 以上の所得の人の社会的厚生関数であり、この場合は人々の所得は実質賃金率 $w(1-t)$ とBに依存する。所得は各人の賃金率が異なり、各人の賃金率に応じて収入が異なるとしていて、労働時間Lは賃金率wによって変化するものとしている。以上の社会的厚生関数Tと間接効用関数v、分布関数fを特定化することによって具体的なt、Bを決定できることとなる。

労働供給関数を特定化することによって第1次接近的な最適解（Bを最大にするという意味で）を求めることができる。この最適解はロールズの経済学的な解釈であるMax-min原理をひとつの社会的厚生関数をみなし、最低状態におかれている人の社会的効用すなわち(23)式の第1項の厚生を極大化するということを意味する。つまり間接効用関数v(B)の極大化、つまりBの極大化を最適問題とするということである。具体的には労働供給関数Lを

$$L = L_0 [w(1-t)]^\epsilon \quad (24)$$

として、実質賃金率に対する弾力性 $\epsilon$ が一定の形を想定する。 $L_0$ は定数、tは税率であり、この関数は所得効果を無視した（所得弾力性=0）供給関数となっている。これを(18)の予算制約式に代入しEを期待値とするときに、

$$B = t(1-t)^\epsilon E\{w^{1+\epsilon}\} L_0 - R \quad (25)$$

この式でベーシック・インカムBを極大にする条件を求める

$$\frac{dB}{dt} = 0 \quad (26)$$

から、

$$\frac{t}{1-t} = \frac{1}{\epsilon} \quad (27)$$

よって

$$t = \frac{1}{(1+\varepsilon)} \quad (28)$$

が導かれる。BIシステムにおけるひとつの税率が求められたことになる。この場合にはBを最大にする税率tは労働の供給の弾力性  $\varepsilon$  に依存して決まることになる。例えば  $\varepsilon=1$  であれば  $t=0.5$ 、すなわち、税率は50%であるときにロールズ的な意味では最適である。

## 6. BIシステムと社会保障・税制の統合

ベーシック・インカムの意図は、就労意欲の問題を解消するということとともに、現行社会保障制度と所得税制の統合にある。それゆえ基礎年金（日本の場合では国民基礎年金）は廃止して、BIに統合することになる。この場合、基礎年金のための保険料徴収はなくなり、個人負担は新しい所得税に移し替えられる。本人と雇用主が折半で負担していた基礎年金保険料の負担はなくなることになるということである。国民基礎年金の徴収組織も不要になり所得税徴税当局が一元的に所得税徴収することで、行政組織は大幅に簡素化される。

雇用保険（失業）についても同様であり、雇用保険は廃止されて、失業保険給付はBIに統合され、BIが支払われることになる。現行失業保険給付のように給付期間が有限ということではなく、失業しているかどうかに関係なくBIが支払われ、多少とも就労した場合は  $(1-t) wL$ だけがBIに付加されて手もとに残ることになる。そして、現行の雇用保険料徴収行政はなくなり、この部分の行政コストはなくなることになる。

以上のように、現金給付型の社会保障の生活保護（生活扶助）、基礎年金給付、失業保険給付はすべて廃止され、制度的にはBIに統合され、ある年齢以上の成人には一律にBIが支給されることになり、この給付は新しい所得税システムの中で実施されることになる。これまでの保険徴収組織は不要になり、給付のための資産調査は不要になり、各人（各家庭）の所得調査のみで財源徴収がなされることになる。少なくとも上記の2つの保険料負担がなくなるので、その分、新しい所得税の税率はかなり高い水準を設定することができる。雇用側（企業）も従来の雇用主負担がなくなるので企業側にも大きなメリットになる。そして、現物給付的な医療保険、介護保険、社会福祉は存続することになり、これらは新たな現物給付型の社会保障制度として再構築することが必要になろう。

## 7. 所得税制とBI：BIの適用の問題

BIシステムがうまく稼働するかどうかは、税率 $t$ の設定が一つの要因になる。BIシステムを構築するということは、ある年齢以上の人全員にまずもってBの大きさのBIを給付するということであるので、相当額の財源が必要になる。それも比例税率で財源を徴収するには、税率は30%以上が最低限必要であろう。社会保険料負担の2つが少なくとも廃止されるのであれば、その分の負担を考慮すれば30%～40%程度の税率設定は可能であろうというのがいくつかの海外での試算で示されている。

再分配システムの財源調達において比例税（flat tax rate）を設定することに抵抗があるならば、2段階、あるいは3段階の税率設定をすることは可能である。この点は高所得層の労働意欲との関係で判断する必要がある。低所得層の労働意欲を重視するならば、ある一定以下の低い水準の所得については所得税を免除する（ゼロ税率）ことは十分に検討に値する<sup>18)</sup>。

また、支給年齢と家族構成をBIシステムにどのようにデザインするかは大きな課題である。BIの支給年齢を18歳以上として年齢に応じてBI支給額も多様化するならば、現行の奨学金制度との結合も可能になる。高等教育の教育バウチャーの代替物として使うことも可能である。家族構成については18歳未満の扶養者がいる場合には扶養給付をBIに加算して支給することになる。加算金を扶養家族の年齢構成に応じて調整することは難しいことではない。

BIシステムでは、現行所得税制度やNITにまつわる課税最低限の水準をどの程度にするかをめぐる問題は何ら考慮する必要はないことになる。図2では $y = B + (1 - t) Y$ 線上、つまりbae線上を所得Yの変化とともに移動するのであるから、NITのように課税最低限 $Y_c$ の設定は必要はない。それゆえ、所得控除や給与所得控除の問題はほとんど解消される。また、NITのように稼得所得の差額を計算して差額給付をする必要はないのである。給付額を計算して渡すことはないので、BIシステムはNITシステムよりも簡素になり、行政コストもより小さくなる。行政的には現存のシステムよりも効率的な運営が可能となる<sup>19)</sup>。BIシステムは、就労へのインセンティヴ効果よりも、むしろ多岐に及ぶ行政組織の一元化や扶助給付にともなうスティグマの解消にメリットがあるのでかもしれない<sup>20)</sup>。

BIシステムを組み込んだ新しい所得税制では、現存の現金給付型の社会保障制度は新しい所得税制に移行して、その所得税の中ですべてを運営していくことになる<sup>21)</sup>。運営に必要なことは個人（家族）に関する情報として、家族構成、各個人の所得の把握である。

所得把握が完全であればシステムは一応の成功になるということである。その意味では各人の所得を正確に把握するための工夫が必要である。具体的には納税者番号か社会保障番号を整備し、雇用にはその番号を必ず必要とするなどの方法であろう。また、日本の場合には世界でもまれな源泉徴収制度が普遍的であるので、各雇用主が源泉徴収を所得の30～40%でまず徴収することで問題の大半は解消される。その場合にも、農業、商工業のような自営業の所得把握にはひと工夫がいるであろう。

## 8. 課税単位とBIシステム

所得税の賦課において個人を単位に課税するか、夫婦を課税単位にするか、あるいは家族を課税単位にするかは課税の公平を図るうえで議論の分かれることである。個人単位の課税の場合は配偶者控除、扶養控除を設けることになる。その時に、各種の所得控除の設定に対して扶養家族の所得のどこまでを非課税とし、扶養家族として認める所得をどこまでとするかは公平性にとどまらず、扶養家族の労働供給にも影響を与えることになる。

しかし、フラットタックスを備えたベーシック・インカム（BI／FT型）案では、配偶者控除はなくなり、その代りに配偶者にも夫（あるいは妻）と同額のBIを与えることになる。そのうえで稼いだ所得に対しては一律の所得税率を適用するので、配偶者控除の適用を理由とした労働時間の抑制誘因は消滅することになる。BIシステムのもとでは、日本で問題になるパート労働の103万円の壁のような労働時間の抑制は必要なくなる<sup>22)</sup>。

日本の場合には配偶者の所得控除の問題に加えて、配偶者の社会保険料負担と労働供給の問題がある。現状では、ある一定の所得水準を超えると専業主婦の社会保険料負担があらたに生じることになり、この金額を超えて就労を増やさないという第2の壁が存在する。この問題も所得税がBIに結合されることによって解消されることになる。

所得税における家族単位課税、例えばフランスで実施されているN分N乗などの課税方式は、累進税制を前提にしたときに個人単位の課税との税負担の大きな違いが発生することになる。しかし、超過累進税率構造からフラット課税（flat tax）に変更し、各種の所得控除を廃止し、BIを導入することによって、個人単位と家族単位の税負担の相違は理論的にはなくなる。つまり共働きの家計と片働きとの課税上の負担のアンバランスは、BIシステムの導入とフラットタックス、そして人的な所得控除の廃止によって解決されることになる。これまで多くの研究者を悩ませてきた課税単位の問題は、極めてシンプルな形で決着をみることになる。

## 9. 結び

本稿では、ベーシック・インカムの考え方と就労へのインセンティブ、そして現金給付型の社会保障とベーシック・インカムを組み込んだ所得税制との統合を説明してきた。とりわけベーシック・インカムをミクロ分析に乗せる形で分析的に検討してきたものである。今後、ベーシック・インカムを実際の政策にしていくためにはまだ多くの問題が残されている。理論的には、ベーシック・インカムを導入したときの他の税制、とりわけ法人税、消費税、個人住民税との整合性、社会保険料負担の帰着、また、マクロ経済への影響も無視できない。さらには、各種の社会保険料の廃止と新たな所得税制での財源確保を実際の数値でシミュレーションしていく必要がある。

ベーシック・インカムの考え方を、現実の所得再分配政策の中にどう生かせしていくかの議論は、ミード、アトキンソンの研究から長い時間をおいてやっと始まったばかりであり、単なる話題としてではなく、社会保障の改善への一歩になることを期待したい。

### 注

- 1) basic incomeの訳語は基礎的所得、あるいは基礎所得であろうが、日本ではベーシック・インカムという訳語をあてられているので慣例に従っている。意味からすると最低保障所得が適切であるかもしれない。
- 2) フラットタックスについてはアトキンソンはBI論の中では所得税の比例税率を意味する程度に用いている。しかし、ミードは社会的配当論においては支出税を意識している。また、合衆国ではflat taxは支出税を前提にした比例税という枠組みを想定している。英国についてはAtkinson, A.B. (1995)、Meade, James. E. (1975)、合衆国ではHall and Rabushka (2008) を参照。
- 3) Public Economicsの代表的なテキストであるAtkinson and Stiglitz (1987) のLectures on Public Economicsではベーシック・インカムは一切触れていない。日本での最近のベーシック・インカム論は社会保障の分野で議論されているようである。例えば宮本 (2002) に紹介されている。海外では幅広い研究が掲載されているBasic Income Studies誌が中心的な役割を果たしている。また、初期のBI論ではParker (1999) を参照。
- 4) Meade (1975) が社会的配当論の要点を分かりやすく説明している。ミードは累進的な税率構造の支出税に社会的配当論を結合させた形を提唱している。さらには累進的富裕税を並置させ、これらに付加価値税を入れた中で基幹税制を構築するという考えを示している。そしてこの中で社会保障の税制への統合が望ましいとしている。
- 5) ミードの邦訳のVI章125-147頁をまとめて引用し、参考にしている。
- 6) Freidman, M. (1962)、Tobin, J., Peckman, J. A., and Mieszkowski, P. M. (1967)において提唱されている。フリードマンの著書では負の所得税について非常に簡単に言及されているだけであるが、その影響は非常に大きい。NITのポイントは各人の所得を正確に把握できることにある。所得把握がうまくいか

ないならばNITは機能しない。NITは所得調査（インカムテスト）をともなうから望ましくない、あるいは市場原理を適用するからの望ましくないという議論が日本ではあるようである。この傾向は宮本太郎（2002）にもみられる。これはNITへの誤解であると考えられる。英国における社会保障の歴史、社会保障の理論、医療、教育補助、住宅政策、NIT考え方等包括的な文献としてはBarr（1993）が優れている。とりわけ10,11章は公的扶助を現金給付、現物給付、NITの観点からわかりやすく説明している。ただし、BI論が本格的に議論される前の文献であるのでBIについての記述は少ない。

- 7) Atkinson（1969）は最も初期の段階で公的扶助と社会的配当とNITを比較検討した画期的研究書である。ここでは英国における公的扶助の問題点を洗い出し、社会的配当で社会保障の改善を提唱している。同書171頁では今日のベーシック・インカム論の骨格が社会的配当論として示されている。アトキンソンの社会的配当論は4つの柱からなり（1）すべての人に社会的配当を給付する（2）現存の家族給付、社会保障給付を廃止する（3）社会保険料と現存の所得税を廃止する（4）社会的配当給付の財源は社会的配当を除外したすべての所得に対して比例税率で課税する所得税でまかなく、としていて、あとは財源的な可能性であるとしている。
- 8) NITの基本的な説明は高山憲之（1980）、矢野秀利（1982）を参照。特に前著は公的扶助とNITの比較をさまざまな可能性を含めて分析した労作である。
- 9) Atkinson（1995）はBIのみに集中した研究である。先のAtkinson（1969）を就労のインセンティヴ、最適課税の観点から分析していく本稿もこの書に依存するところが多い。また、BI,NITとともに現金給付の分析であり、現物給付（in-kind transfer）は考慮されていないというか、多くの経済学専門家は現金給付をまず第1に考える傾向にある。食料、衣服、住宅、医療などの現物は、給付された現金で個人の自由な選択で求められるべきであると考えるからであろう。また、特定の品目を福祉目的に安価に抑制するよりも、市場価格で買えるだけの現金を給付するほうが市場へのディストーション（搅乱）が小さいので望ましいとする。つまり移転はマネーでなさるべきであるということである。これについては他の分野からは異論があるかもしれない。この点はPhelps（1973）の導入部を参照。
- 10) アトキンソンの場合にはフラットタックスという語句の使い方においては支出税を想定していない。税率のフラット化を適用するということであり、例外的には2段階、あるいは3段階の税率もありうるとして垂直的公平へのバランスを考慮している。Atkinson（1995）の143-145頁。合衆国でのflat taxの検討はHall & Rabushk（1966）を参照。そこでは支出税を前提にした比例税率をflat taxとしている。
- 11) Atkinson（1995）6章参照。
- 12) 前掲同書1章で説明。BIを市場と両立する形で導入し、さらには市場から切り離してBIを支給するという意味では、左派あるいは保守の両陣営から理解されるであろうとしている。
- 13) インセンティヴについての分析は通常のミクロ分析と同じであるが、ここではBIを明確に入れて考えている点が従来の分析に付加されている。フレームはやや異なるが、NITについて同じような分析をしているのがCreedy（1996）であり、とりわけ9章は同じような分析をしている。ただしこの著書ではBIについてはまったく触れられていない。BIのミクロ分析への言及はHarvey（2006）13-16頁になされている。また、Sheshinski（1972）は比例税のケースでNITを分析しているとみなすことができる。BI論の所得税制はSheshinskiの線形所得税を組み込んだものである。
- 14) 端点解の問題は現実の政策の成功を左右する深刻な問題である。Kaplow（2008）は移転支払（給付）と所得税制との関連で分析していく、就労可能であっても就労しない場合は経済学では対応不可であるとしているようである。同書59頁脚注参照。
- 15) ワークフェアとは給付と就労を関連付けるということであり、公的扶助では給付期間を有限にして就労を促すという方法である。具体的には合衆国のTANF（貧困家族への一時的扶助制度）があげられる。わかりやすい解説は、Rosen and Gayer（2008）278-301頁を参照。

- 16) 所得とワーキングセンティヴの関係については、単純に一般的な労働を想定してインセンティヴを検討するのは問題があるのはいうまでもない。Paulsen (2008) では、生活を維持するに十分な宝くじが当たった場合に人々は就労を続けるかどうかの22の調査事例を紹介している。実に1987年の日本の事例では6.6%の人が就労をストップし、残り93.6%の人が就労を続けるとこたえている。他の国の事例では10~39%の人が就労をストップするとこたえているとの対照的である。この論文では就労の内容との関係でインセンティヴを検討すべきであるとも指摘している。つまり強制的な労働か、退屈な労働か、積極的に働く気になる仕事かの要因が重要であるということであろう。
- 17) 以下の展開はAtkinson (1995) 2章24-31頁の紹介。
- 18) フラットタックスの実際の例としては、旧東側諸国が最近、所得税率で採用している。各国の所得税率は、ロシア13%（2001年導入）、スロバキア19%（2004年導入）、ウクライナ1%（2004年導入）、ルーマニア16%（2005年導入）等となっている。また特徴的なことは、これらの国の大半は所得税率と法人税率を同一にしていて、この2つの税率の格差がもたらす問題点をクリヤーしようとしているようである。より詳しくはBoone (2008) を参照。
- 19) 全面的にBIシステムを導入したときのコスト計算の例としてはHarvey (2006) が合衆国の場合で試算している。BIシステムの全体にかかるコストはNITの約2倍であり、1.96兆ドルとしている。この大きさは本稿の分析で指摘している代替効果の大きさがどの程度かに依存する。代替効果が大きいならばコストが低減することはいうまでもない。
- 20) 木村陽子（2006a）、（2006b）では、「生活保護改革の報告書」作成、実体調査にかかわった経緯と問題点、改革の方向が明確に示すと同時に、生活保護問題の現実的な難しさが率直に語られている。そして、高齢者の生活保障、年金制度との均衡、生活保護の適用期間の有期制、自立・就労支援のための連携が検討されていることを紹介している。とりわけ、木村陽子（2006b）ではワーキングプア、ボーダーライン層の新しい貧困問題、就労支援が大きな課題となっていることが指摘され、貧困に対する「新たなセーフティネット」のひとつのあるべき姿が提案されている。
- 21) 移転所得・現物移転給付と最適所得税制についての包括的な検討はKaplow (2008) で与えられている。一般に、移転制度の行政コストは手の込んだ手続きや調査のために課税のための行政コストよりも大きくなる。また、現物給付と現金給付の比較検討も同書7、8章に検討されている。ややもすると経済学では現金給付が個人の自由裁量を尊重し効用の観点からは望ましいとされがちであるが、非常に所得の低い場合や幼児を抱える貧困の場合には現物給付のほうが望ましいこともある。同書175-178頁参照。
- 22) パート収入のいわゆる「103万円の壁」とは正確には所得税の基礎控除38万円と給与所得控除の最低保障額65万円の合計金額103万円までは所得税が賦課されないと同時に、配偶者控除38万円（国税）が受けられるメリットがあるということである。さらにややこしいのは社会保険料の負担である。配偶者の社会保険料（基礎年金保険料と医療保険料）では130万円を超えると被扶養者からはずれて社会保険料負担が発生する。130万円を超えるパート収入の場合には税、社会保険料の二重の負担が発生することになるのでパート労働に抑制的効果になる。

#### 参考文献

- Atkinson, A. B. (1969), *Poverty in Britain and the Reform of Social Security*, Cambridge University Press.  
\_\_\_\_\_(1995), *Public Economics in Action*, Oxford University Press.
- Barr, Nicholas. (1993), *The Economics of The Welfare State*, Oxford U.P.
- Boone, Laurence (2008), "Le expérience de flat tax", *Fiscalité et revenus, Cahiers français* No343, La

- documentation Française.
- Creedy, John (1996), *Fiscal Policy and Social Welfare*, Edward Elgar.
- Freidman, M. (1962), *Capitalism and freedom*, Chicago U.P. (熊谷尚夫・白井孝昌・西山千明訳『資本主義と自由』マグロウヒル好学社、1977年)
- Harvey, Philip (2006), "The Relative Cost of a Universal Basic Income and a Negative Income Tax", *Basic Income Studies*, Vol. 1, Issue 2
- Hall, Robert E. and Burashka, Alvin (1996), "The Flat Tax:A Simple, Progressive Consumption Tax", in *Frontier of Tax Reform*, edited by Michael J. Boskin, Hoover Institution Press.
- Kaplow, Louis. (2008), *The Theory of Taxation and Economics*, Princeton University Press.
- Meade, James. E. (1975), *The intelligent Radical's guide to Economic Policy*, George Allen & Unwin Ltd. (渡部経彦訳『理性的急進主義者の経済政策』岩波書店、1977年)
- Parker, H. (1989), *Instead of the Dole*, Routledge.
- Paulson, Roland (2008), "Economically Forced to work:A Critical Reconsideration of the Lottery Questionin," *Review of Economic Studies*, Vol.3, Issue 2.
- Phelps, Edmund S.,edited (1973), *Economics Justice*, Penguin Modern Economics Readings, Penguin Education.
- Rosen, Harvey, S. and Gayer, Ted (2008), "Expenditure Programs for the Poor", Chapter 13 in *Public Finance* eight edition, McGRAW-Hill.
- Sheshinski.E. (1972), "The Optimal Linear Income Tax", *Review of Economic Studies*, 39, 297-302.
- Tobin, J., Peckman, J.A., and Mieszkowski, P.M. (1967), "Is a Negative Income Tax Pratical?", *Yale Law Journal*, Vol.77 (1).
- 木村陽子 (2006a)「論評 生活保護の協議会にかかわって」,地方財政, 3月号4-10.  
\_\_\_\_\_ (2006b)「報告書「新たなセーフティーネットの提案「保護する制度」から「再チャレンジする人に手を差し伸べる制度」へ」の解説」,地方財政, 12月号171-191.
- 宮本太郎 (2002)「福祉国家再編の規範的対立軸」季刊社会保障研究Vol.38, No.2, 129-137.
- 高山憲之 (1980)『不平等の経済学』東洋経済新報社
- 矢野秀利 (1982)「社会保障財政論」(大阪大学財政研究会編『現代財政』創文社、所収第8章)

※この論文は、平成19年度関西大学重点領域研究「ダイナミック・メンテナンスの観点での社会システムデザイン」の研究費支援を受けた。

—2009.1.31受稿—